

令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1 基本的な考え方及び 想定される事業効果	・事業目的を踏まえ、期待する事業効果が示されているか。	5
2 男性の育休取得促進 のための県内企業向 け研修の開催	【集合型研修の開催】 ・講師や会場の選定は適切か。 ・研修内容が事業の趣旨に沿うか。 ・オンライン配信に工夫が見られるか。	25
3 男性の育休取得促進 のための県内企業向 け研修の開催	【企業版両親学級の開催】 ・企業版両親学級の意義を捉えた内容になっているか。 ・講師の選定、講座の内容に工夫が見られるか。 ・内容は県内の企業の実情に沿ったものになっているか。	40
4 周知及び募集	【周知】 ・参加者の募集は県内全域を対象とし、広告デザインを含めて効果的か。 ・集合型研修、企業版両親学級に参加した企業情報の周知に工夫が見られるか。 ・男性の育児休業取得促進に課題感のある企業や子育て支援に関心のある企業の掘り起こし、積極的なアプローチについて提案されているか。	15
5 業務実施体制及びス ケジュール	・オンラインへの対応を含めて、事業を円滑に遂行できる体制か。 ・業務の再委託を行う場合は、その役割分担が明確にされているか。 ・スケジュールは確実な事業実施のために計画的か。	5
6 県の推進する施策へ の取組	・県が推進する施策へ積極的な取組を実施しているか。 ※以下の取り組みを行っている場合は、取り組み内容に応じて加算。 【採点基準】 ・高知県ワークライフバランス推進企業の認証を受けている企業…1点 ・こうち男性育休推進企業に登録されている企業…1点 ・トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証を受けている企業…1点 ・障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当する企業…1点 (1)法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障害者を雇用している (2)法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用している ・再委託における県内事業者の優先に関する取組のうち、次のいずれかに該当する場合…1点 (1)再委託先が高知県内に本店を有する者である (2)全ての業務を参加者が実施し、再委託を行わない	5
7 見積書	・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が具体的で、妥当か。 ・必要のない積算内訳はないか。 【採点基準】 ・予算の範囲内であれば5点 ・必要のない積算や積算根拠が曖昧な点があれば減点	5